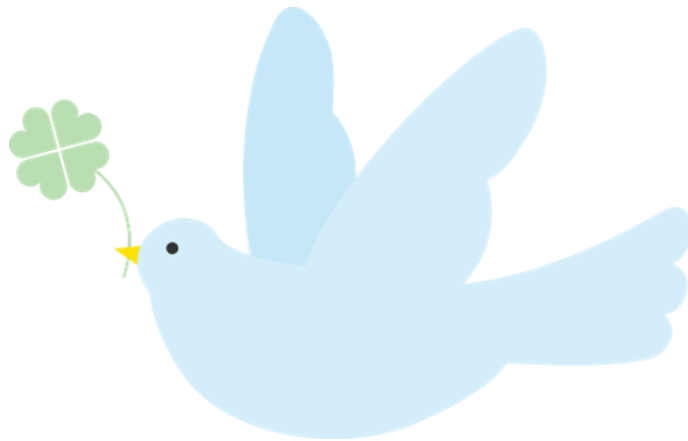


涌谷町
第Ⅰ期成年後見制度利用促進計画



令和6年3月
宮城県涌谷町

目次

はじめに

1 成年後見制度とは	1
2 合理的配慮と意思決定支援	2

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の目的	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4

第2章 本町における成年後見制度の現状と課題

1-1 総人口・高齢化率	5
1-2 高齢者世帯数	6
1-3 高齢者数	7
1-4 要介護認定者数	8
1-5 認知症高齢者数	9
2-1 障害者数（療育手帳所持者）	10
2-2 障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）	10
2-3 自立支援医療費受給者数	11
3 相談・支援体制	11
4 成年後見制度利用者数	12
5 市町村申立ての状況	12
6-1 成年後見利用支援事業（申立て費用の助成）	12
6-2 成年後見利用支援事業（後見人報酬の助成）	13
7 成年後見制度の担い手	13
8 現状からみた課題	14

第3章 基本理念・基本施策

1 基本理念	15
2 基本施策	15
3 施策体系	16

第4章 施策の展開

1 基本施策1	17
・成年後見制度の周知啓発	
・権利擁護支援に関する相談窓口の明示	
・権利擁護支援に関する対応力向上	
2 基本施策2	18
・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
・中核機関の役割整理と運営体制の整備	
・権利擁護支援関係者の連携強化	
3 基本施策3	19
・成年後見人等への支援	
・利用支援制度の活用促進	
・担い手の育成・法人後見活動の促進	

資料

1 涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱	20
2 計画策定までの経過	23

はじめに

1. 成年後見制度とは

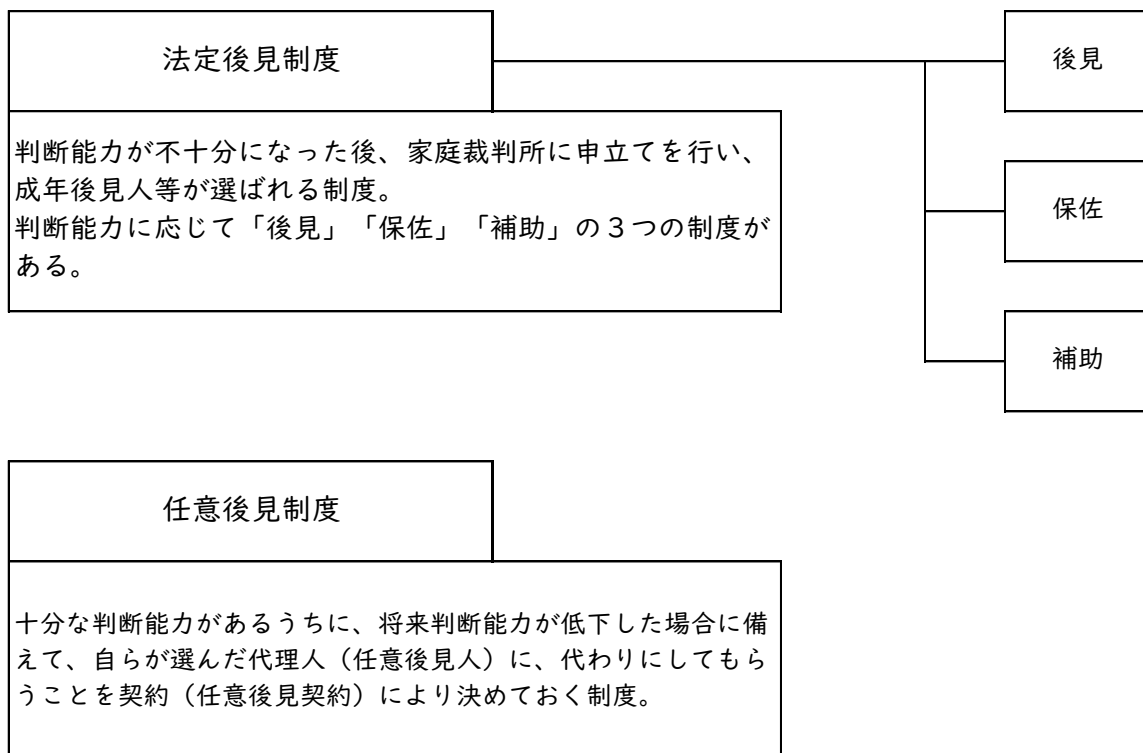
成年後見制度は、認知症や知的・精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

この制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力が十分でない人に対する制度です。

判断能力に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の3類型があり、家庭裁判所から選任された援助者はそれぞれ「後見人」・「保佐人」・「補助人」と呼ばれます。成年後見人等には、本人の親族のほか、法律・福祉等の専門家、福祉関係の法人などが選ばれます。

「任意後見制度」は、本人の判断能力があるうちに将来に備えて「任意後見人」を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおく制度です。

成年後見制度の種類



成年後見制度の類型

	法定後見制度			任意後見制度
名称	後見制度	保佐制度	補助制度	
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理（＊４） 身上監護（＊５）	財産管理 身上監護	財産管理 身上監護	財産管理 身上監護
代理権（＊１）	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権（＊２） ・ 取消権（＊３）	日常生活に関する以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上、定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

＊１ 代理権・・・本人に代わって契約などの法律行為ができること

＊２ 同意権・・・本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意が必要になること

＊３ 取消権・・・本人が契約などの法律行為を行った場合に、支援する人がその行為を取消すこと

＊４ 財産管理・本人の預貯金管理などを行うこと

＊５ 身上監護・介護サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きなどを行うこと

2. 合理的配慮と意思決定支援

平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者の社会生活における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められています。

判断能力が十分ではない人は、自ら制度利用の必要性を訴えることが困難であり、虐待や消費者被害等の人権侵害に遭いやすく、必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況におかれています。

判断能力が十分でない人が、判断能力が十分ある人と同等の権利利益を受けられるには、「意思決定」に対する「合理的配慮」＝「意思決定支援」が必要になります。

成年後見制度は、身上監護や財産管理によって本人を法律的に支援する制度ですが、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り、権利利益を主張するという「意思決定支援」の視点が重要となります。そのため、この計画では「判断能力が十分ではない人」を「意思決定に支援が必要な人」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、高齢化率が39%を超え、高齢者のみ世帯が3割を超えています。これらの状況から、「認知症高齢者の増加」や知的、障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となることが明らかです。

そのため、本町では高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する取組みを継続的・体系的に実施していくための計画を策定します。

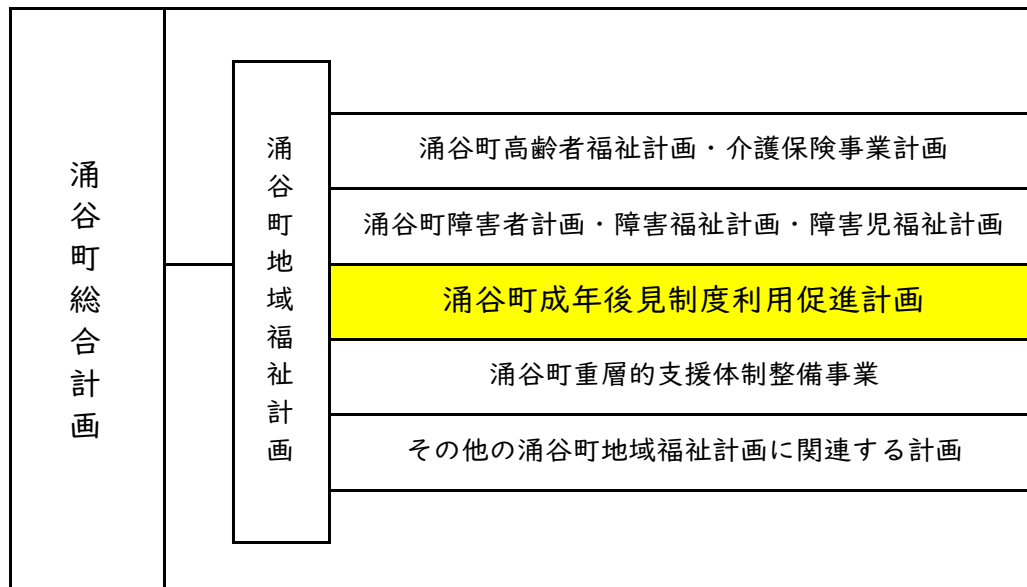
2. 計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用に関する法律（平成28年法律第29号、以下「利用促進法」）に基づき、町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、「涌谷町成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

3. 計画の位置づけ

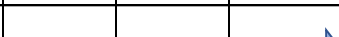
利用促進法第14条第1項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定、以下「国基本計画」）に則り、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本計画は「涌谷町総合計画」を上位計画とし、「涌谷町地域福祉計画」、「涌谷町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「涌谷町障害福祉計画」、「涌谷町重層的支援体制整備事業計画」等の関連計画の権利擁護に関連する記載事項との整合性を図りながら策定します。



4. 計画の期間

本計画は、第7期地域福祉計画の開始年度（令和8年度）に合わせるため、第1期計画期間は、令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

計画名称	計画期間	2021	2022	2023	2024	2025	2026
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画	平成28年度～令和7年度 (10年間)						
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度 (5年間)						
障害者計画（障害者プラン）	平成30年度～令和5年度 (6年間)						
障害福祉計画・障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度 (3年間)						
自殺対策計画	令和元年度～令和5年度 (5年間)						
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度 (3年間)						
重層的支援体制整備事業実施計画	令和5年度～令和7年度 (3年間)						
成年後見制度利用促進計画	令和6年度～令和7年度 (2年間)						

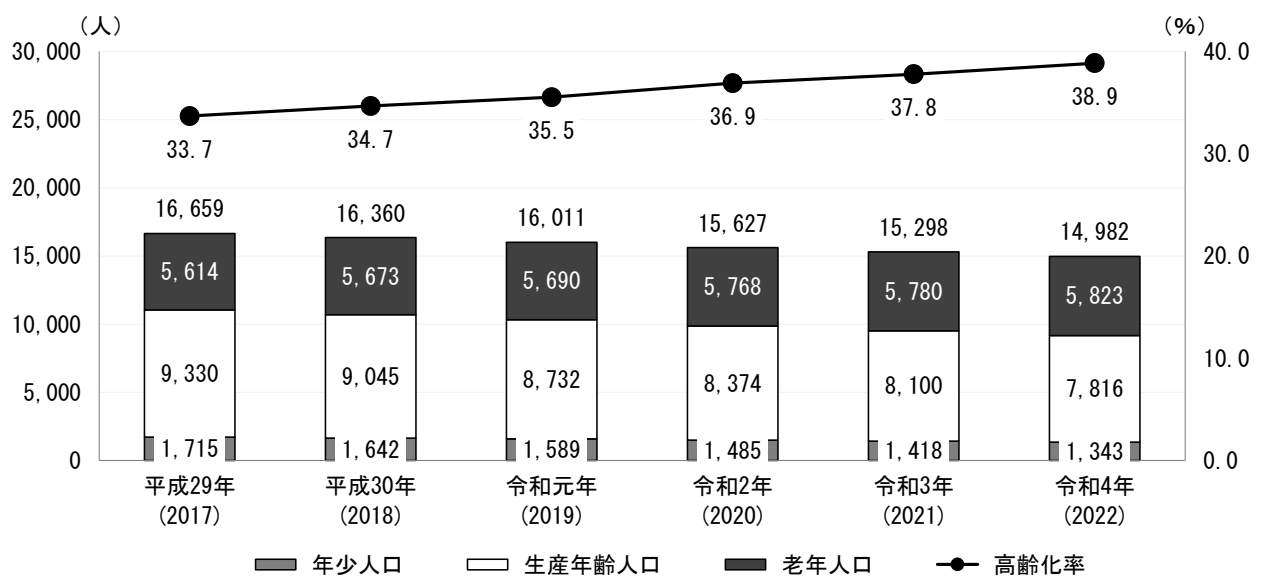
第2章 本町における成年後見制度の現状と課題

1-1. 総人口・高齢化率

住民基本台帳における涌谷町の令和4年（2022）9月末現在の総人口は14,982人となっています。総人口は減少が続いており、平成29年（2017）から令和4年（2022）にかけて1,677人（10.1%）減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は372人（21.7%）、生産年齢人口は1,514人（12.6%）ともに減少、老年人口は209人（3.7%）増加しています。高齢化率も年々上昇しており令和4年（2022）9月末現在の高齢化率は38.9%となっています。

【総人口・年齢3区分別人口・高齢化率の推移】
（平成29年（2017）～令和4年（2022））



区 分		平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
年 齢 別	総人口 (人)	16,659	16,360	16,011	15,627	15,298	14,982
	年少人口 (人)	1,715	1,642	1,589	1,485	1,418	1,343
	生産年齢人口 (人)	9,330	9,045	8,732	8,374	8,100	7,816
	老年人口 (人)	5,614	5,673	5,690	5,768	5,780	5,823
世帯数 (世帯)		6,076	6,067	6,040	6,017	5,989	5,981
一世帯当たり人員 (人/世帯)		2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5

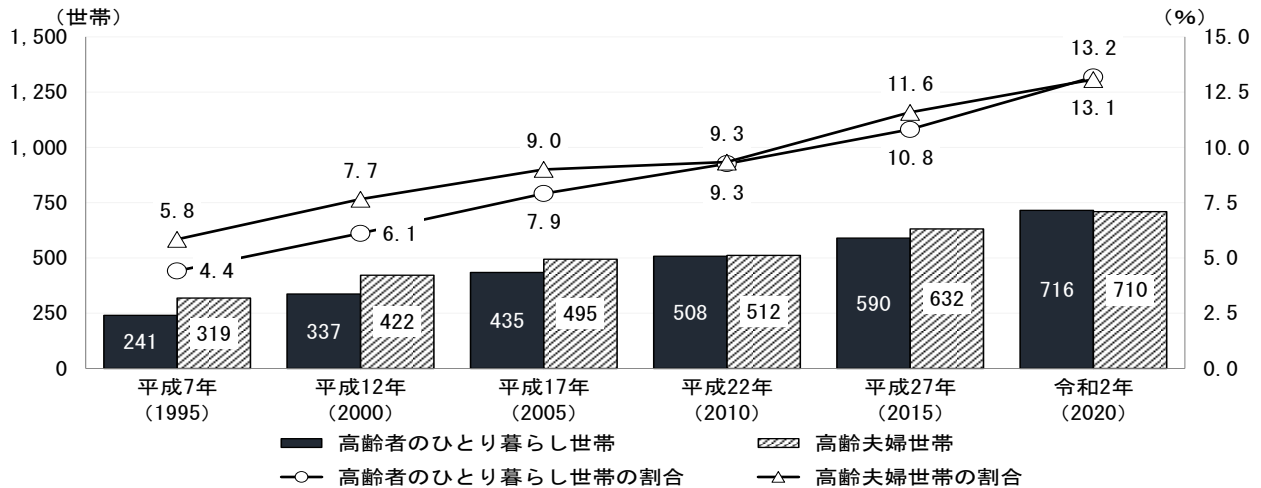
出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

1-2. 高齢者世帯数

国勢調査における涌谷町の世帯数の推移をみると、平成12年（2000）をピークに減少が続いており、令和2年（2020）には一般世帯数が5,430世帯となっています。

一方、高齢者のいる世帯数は、高齢夫婦世帯、高齢者のひとり暮らし世帯ともに増加しており、令和2年（2020）の高齢夫婦世帯は710世帯、一般世帯数に占める割合は13.1%、高齢者のひとり暮らし世帯は716世帯、一般世帯数に占める割合は13.2%となっています。

【高齢者のみ世帯数の推移】
（平成7年（1995）～令和2年（2020））



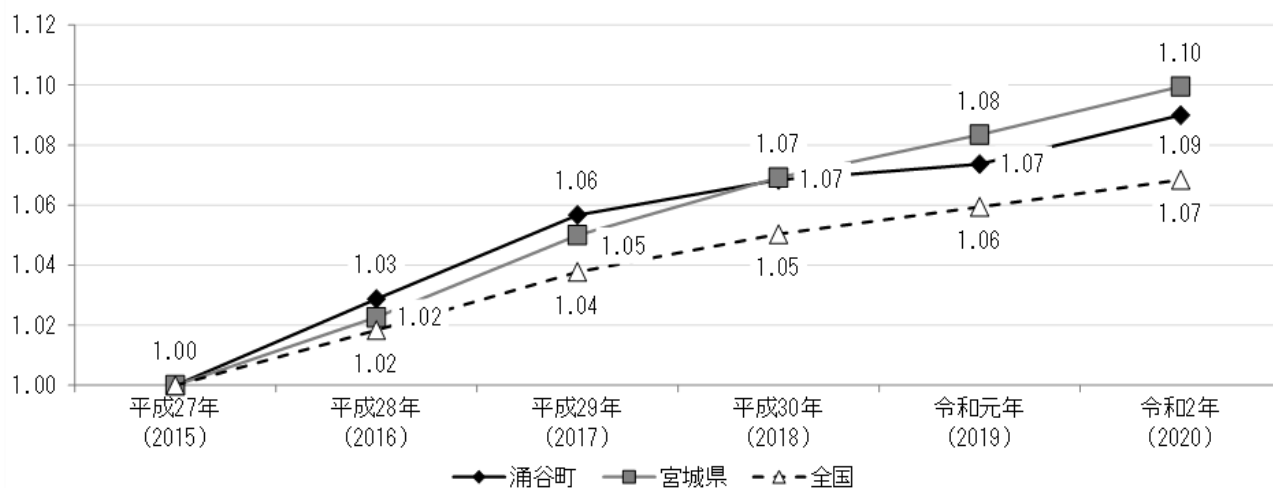
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯数 (世帯)	5,459	5,509	5,495	5,483	5,454	5,430
高齢者夫婦世帯						
世帯数 (世帯)	319	422	495	512	632	710
割合 (%)	5.8	7.7	9.0	9.3	11.6	13.1
高齢者一人暮らし世帯						
世帯数 (世帯)	241	337	435	508	590	716
割合 (%)	4.4	6.1	7.9	9.3	10.8	13.2

出典：国勢調査

1-3. 高齢者数

介護保険事業状況報告月報による高齢者数の推移をみると、平成27年を1としたとき、本町では令和2年に1.09となっており、6年間で9%の増加となっています。

なお、全国では1.07（7%増）、宮城県では1.10（10%増）となっており、本町は全国と比較して高く、宮城県より低い伸びとなっています。



	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
涌谷町 (人)	5,565	5,654	5,695	5,779	5,800	5,825
宮城県 (人)	606,099	618,705	628,675	637,140	645,470	650,946
全 国 (人)	34,404,995	34,878,658	35,251,602	35,547,629	35,788,335	35,886,884

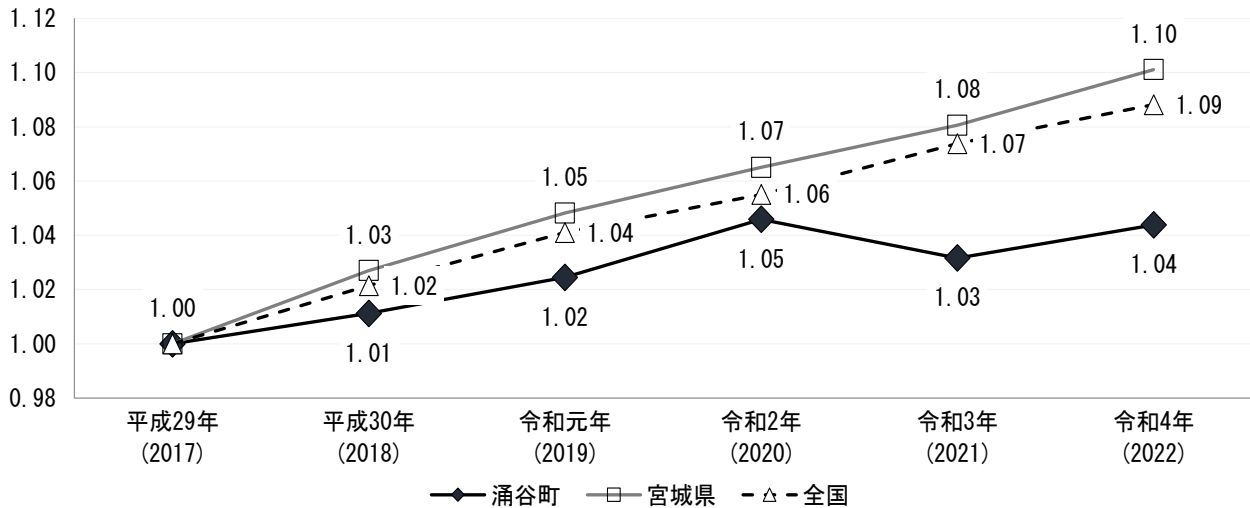
出典：介護保険事業状況報告

1-4. 要介護認定者数

介護保険事業状況報告月報による要介護認定者数の推移をみると、平成29（2017）年を“1”としたとき、涌谷町では令和4（2022）年に1.04となっており、宮城県、国と比較して低い伸びとなっています。

【要介護認定者数の推移（平成29年＝1）】

（平成29年（2017）～令和4年（2022））



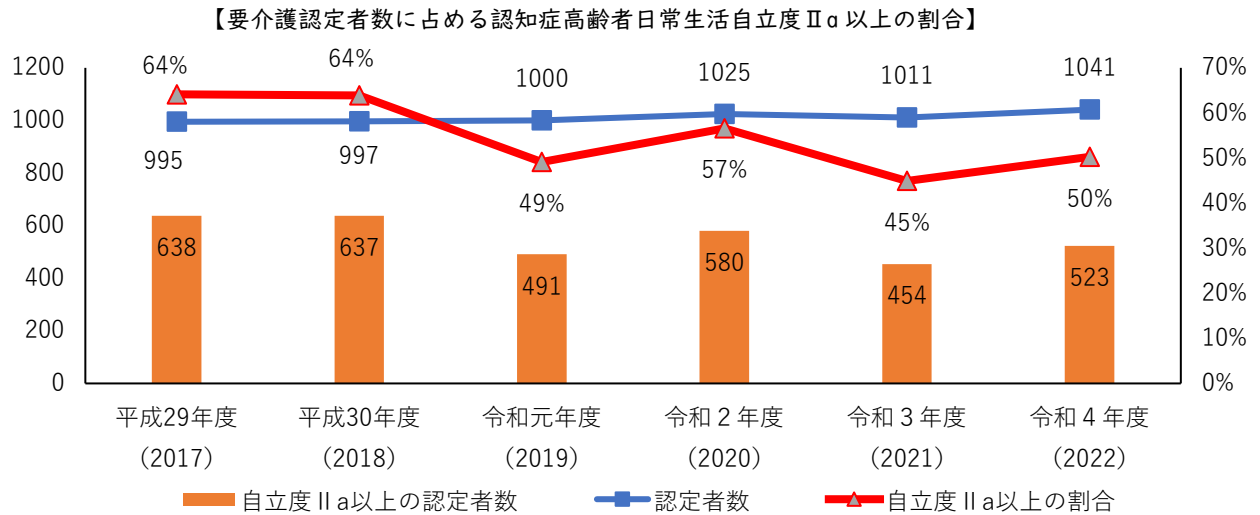
区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
涌谷町 (人)	981	992	1,005	1,026	1,012	1,024
宮城県 (人)	113,283	116,343	118,746	120,650	122,412	124,736
全国 (人)	6,407,259	6,544,738	6,669,919	6,759,856	6,880,125	6,972,055

※第2号被保険者を含む

出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月分）

1-5. 認知症高齢者数

要介護認定者のうち、日常生活自立度がⅡa以上の認知症高齢者の人数は、令和元年度から減少傾向にありますが、令和4年度末では523人となっており、要介護認定者に占める割合は約50%になります。



※第2号被保険者を含む。出典：国保介護班

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
認定者数	995	997	1000	1025	1011	1041
自立度Ⅱa以上の 認定者数	638	637	491	580	454	523
自立度Ⅱa以上の 割合	64%	64%	49%	57%	45%	50%
伸び率	1	1.00	0.77	0.88	0.7	0.78

※認定者数は各年度末時点のもの

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	II b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

2-1. 障害者数（療育手帳所持者）

本町の療育手帳所持者数は、やや微減しており、令和4年度で177人となっています。

所持者のうち、18歳未満の障害児は令和元年度で33人でしたが、令和4年度は29人と減っています。

等級別にみると、障害程度が重度であるAは横ばい、障害程度が軽度であるBは令和2年度をピークに減少しています。

【療育手帳所持者の推移】

（平成29年（2017）～令和4年（2022））

（人）

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全 体		177	180	184	184	181	177
年 齢 別	18歳未満	29	31	33	30	32	29
	18歳以上	148	149	151	154	149	148
等 級 別	A	71	71	69	66	66	67
	B	106	109	115	118	115	110

出典：福祉課

2-2. 障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年度より増加傾向となっていましたが、令和4年度から減少している状況です。

等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の約60%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

（平成29年（2017）～令和4年（2022））

（人）

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全 体		77	83	88	89	94	90
等 級 別	1級（※1）	8	9	8	9	5	8
	2級（※2）	45	47	56	57	59	55
	3級（※3）	24	27	24	24	30	27

出典：福祉課

※1 1級・・・精神障害があつて身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方

※2 2級・・・精神障害があつて日常生活に著しい制限を受けており援助を必要とする程度の方

※3 3級・・・精神障害があつて日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方

2-3. 自立支援医療費受給者数

本町の自立支援医療費受給者は、平成29年は全体で217人でしたが、令和4年度は238人となっています。そのうち、精神通院の方は令和2年度まで増加傾向でしたが、その後は減少している状況です。令和4年度の精神通院の方は、全体に占める割合は90%以上となっています。

【自立支援医療費受給者の推移】
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

(人)

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全 体		217	228	245	292	228	238
医療別	更生医療(*1)	13	40	40	49	19	21
	育成医療(*2)	1	1	0	0	0	0
	精神通院(*3)	203	187	205	243	209	217

出典：福祉課

- *1 更生医療・・・その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの
 に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの
- *2 育成医療・・・身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、
 その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの
- *3 精神通院・・・通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

3. 相談・支援体制

本町の成年後見制度を含む権利擁護に関する相談窓口は福祉課及び共生の森（障害者基幹相談支援センター）になります。各相談窓口において、社会福祉士が権利擁護に関する相談対応・支援を行っています。涌谷町社会福祉協議会では、福祉サービス利用における契約の判断やお金の管理に困っている方を生活支援員がお手伝いする日常生活自立支援事業（まもりーぶ）を実施しています。

また本町では、重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を一体的に実施しています。重層的支援体制整備事業の多機関協働事業者（地域包括支援センター）においては、判断能力が十分でなく孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなど、支援が困難な事例においても、財産状況を安定させた上で、介護や福祉等のサービス導入によって生活状況の改善を図ります。また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（涌谷町社会福祉協議会）においては、権利擁護の視点を加えることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげ、生活状況の改善を図ります。

相談内容（件数）	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	合計
認知症関係	276	337	218	356	1,187
権利擁護関係	181	261	165	203	810
経済的困窮関係	327	357	123	76	883

出典：福祉課

4. 成年後見制度利用者数

本町における成年後見制度の利用者について、法定後見制度を利用している人は27人おり、任意後見制度を利用している人はいません。(令和5年10月1日現在)

(人)

	後見	保佐	補助	合計
法定後見	18	9	0	27

出典：福祉課

5. 市町村長申立ての状況

成年後見制度の利用が適切と思われる対象者について、二親等以内の親族（以下、「親族等」という。）調査や、親族等による対象者保護の可能性、対象者又は親族等が対象者について審判の請求を行う意思の有無等の確認の結果、総合的に勘案し特に必要があると認めるときは「涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）」に基づき、町長が申立人となり審判の請求を行います。

本町では平成20年度から市町村長申立てを実施し、令和4年度までで高齢者・障害者合わせて29人審判請求を実施しています。

【市町村長申立て件数の推移】
(平成29年度(2017)～令和4年度(2022))

(件)

種類	対象	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
後見	高齢者	4	3	1	2	1	0	11
	障害者	0	1	0	0	0	0	1
保佐	高齢者	0	0	0	0	0	1	1
	障害者	0	0	0	0	1	1	2
合計		4	4	1	2	2	2	15

出典：福祉課

6-1. 成年後見利用支援事業（申立て費用の助成）

本町では、成年後見制度利用支援事業として、平成23年度から成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、費用負担が困難なため利用することができない場合に、「涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度の利用に係る町長申立てを行った場合の費用（申立手数料、登記嘱託手数料、郵便切手代、診断書代、鑑定料など）の全部または一部を助成しています。

【申立て費用助成件数の推移】
(平成29年度(2017)～令和4年度(2022))

(件)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
高齢者	4	3	2	2	1	1	13
障害者	0	1	0	0	2	0	3
合計	4	4	2	2	3	1	16

出典：福祉課

6-2. 成年後見利用支援事業（後見人報酬への助成）

本町では、成年後見制度利用支援事業として、「涌谷町成年後見制度利用支援事業要綱」に基づき、平成 23 年度から成年後見人等への報酬を助成しています。対象は、町長申立てによる成年後見制度を利用されている人のうち、資産、収入等の状況から、成年後見人等の報酬額を負担することが困難であると町長が認める人、また町長がそれに準じると認める人です。

在宅生活者については月額 28,000 円、施設入所者は月額 18,000 円を助成の上限額としています。

【報酬助成件数の推移】

（平成 29 年度（2017）～令和 4 年度（2022））

（件）

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	合計
高齢者	2	0	4	3	1	1	11
障害者	1	3	2	1	1	1	9
合計	3	3	6	4	2	2	20

出典：福祉課

7. 成年後見制度の担い手

今後、支援の必要な高齢者や障害者の増加が見込まれる一方で、少子高齢化が進み、成年後見制度の受け皿となる担い手の不足が懸念されています。

最高裁判所家庭局による「成年後見関係事件の概況」（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）では、成年後見制度の担い手のうち、約 80.9%が親族以外の後見人であり、これに対して親族後見人の割合は約 19.1%と低くなっています。

また、親族以外の後見人のうち、司法書士が約 36.7%、次いで弁護士が約 27.1%と割合が高くなっています。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人の数には限りがあるとともに、少子高齢化に伴い、後見人となる親族も減少することが予想されます。このような状況の中、社会福祉法人や NPO などが成年後見人となる「法人後見」や、専門職や親族以外の町民の立場で後見活動を行う「市民後見人」など、後見活動の担い手の確保が必要です。

【涌谷町の町長申立てにおける成年後見人の担い手】

（基準日：令和 5 年 10 月 1 日）

（人）

	弁護士	司法書士	社会福祉士
後見	0	0	7
保佐	1	0	5
合計	1	0	12

出典：福祉課

8. 現状から見た課題

- ・成年後見制度が導入され、20 年余りが経過したところですが、町民の認知度や関心は高いとは言えない状況です。第 9 期高齢福祉計画・介護保険事業計画のニーズ調査（N＝488）では、成年後見制度を「知っている割合が約 28%」、「聞いたことはあるが内容は知らないが約 46%」、「知らないが約 20%」、「無回答が 6%」となっています。また、第 4 期障害者計画、第 7 期障害福祉計画策定に向け実施したアンケート調査（N＝296）では、「名前も内容も知っている割合が約 25%」「名前を聞いたことはあるが、内容は知らないが約 33%」、「名前も内容も知らないが約 30%」「無回答が約 11%」との結果から、成年後見制度の周知と普及啓発が必要です。
- ・高齢者の増加や平均寿命の延伸等により、認知症高齢者が占める割合の増加が予想されることから、個人の権利擁護を図るため成年後見制度の周知と正しい理解を深める取組が必要です。
- ・成年後見制度が必要と思われる人について、行政内部にて協議し制度活用に繋げてきました。しかし、法的なトラブルや課題を持つ人については、司法専門職や家庭裁判所との連携が求められることから、連携体制の構築が必要です。
- ・相談支援関係者（各相談支援機関職員・行政職員・施設職員等）において、成年後見制度に関する知識や理解度、経験に個人差があるため、権利擁護を踏まえた適切な支援につなげるためには、支援関係者の制度に対する理解促進と同時に、専門職や関係機関との連携強化が必要です。
- ・今後、支援の必要な高齢者や障害者の増加が見込まれる一方で、後見人となる親族が減少することが予想されるとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人の数には限りがあるため、受け皿となる担い手不足が懸念されます。町民の立場で活動を行う「市民後見人」社会福祉法人などが行う「法人後見」といった、担い手の育成について検討が必要です。

第3章 基本理念・基本施策

1. 計画理念

上位計画である涌谷町総合計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画等のそれぞれの基本理念を踏まえ、障害や認知症等により、判断能力が不十分となった人も、「誰もが自分らしく安心して暮らせる共生のまち」を基本理念として取組を展開していきます。

また、本計画の理念を実現するため、地域全体で支え合い権利擁護が必要な人が、必要な支援につながるができるよう地域での見守りなどをはじめとする「ネットワーク」の力をこれまで以上に強化します。成年後見制度利用となった本人と後見人等の支援者が孤立しないよう、本人の権利擁護の課題をチームで解決する仕組みづくりを進めることを基本方針とします。

2. 基本施策

(1) 権利擁護支援が、必要な人に適切につながる。

誰もが、尊厳ある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護について理解・啓発のため町の広報誌やホームページ等での情報発信や講習会を実施することで、潜在化している支援が必要な人が、地域の見守りのなかで適切な支援につながるができる体制の整備を進めます。また、権利擁護支援の有効な方法の一つである成年後見制度の正しい理解を促進します。

(2) 安心して制度を利用できる。(権利擁護の基盤整備)

権利擁護支援に関する相談窓口を周知すると共に、相談・支援を円滑につなぐ連携強化を図るため、高齢者支援や障害者支援など地域の様々なネットワークと連動しながら権利擁護支援地域連携ネットワークづくりを推進します。

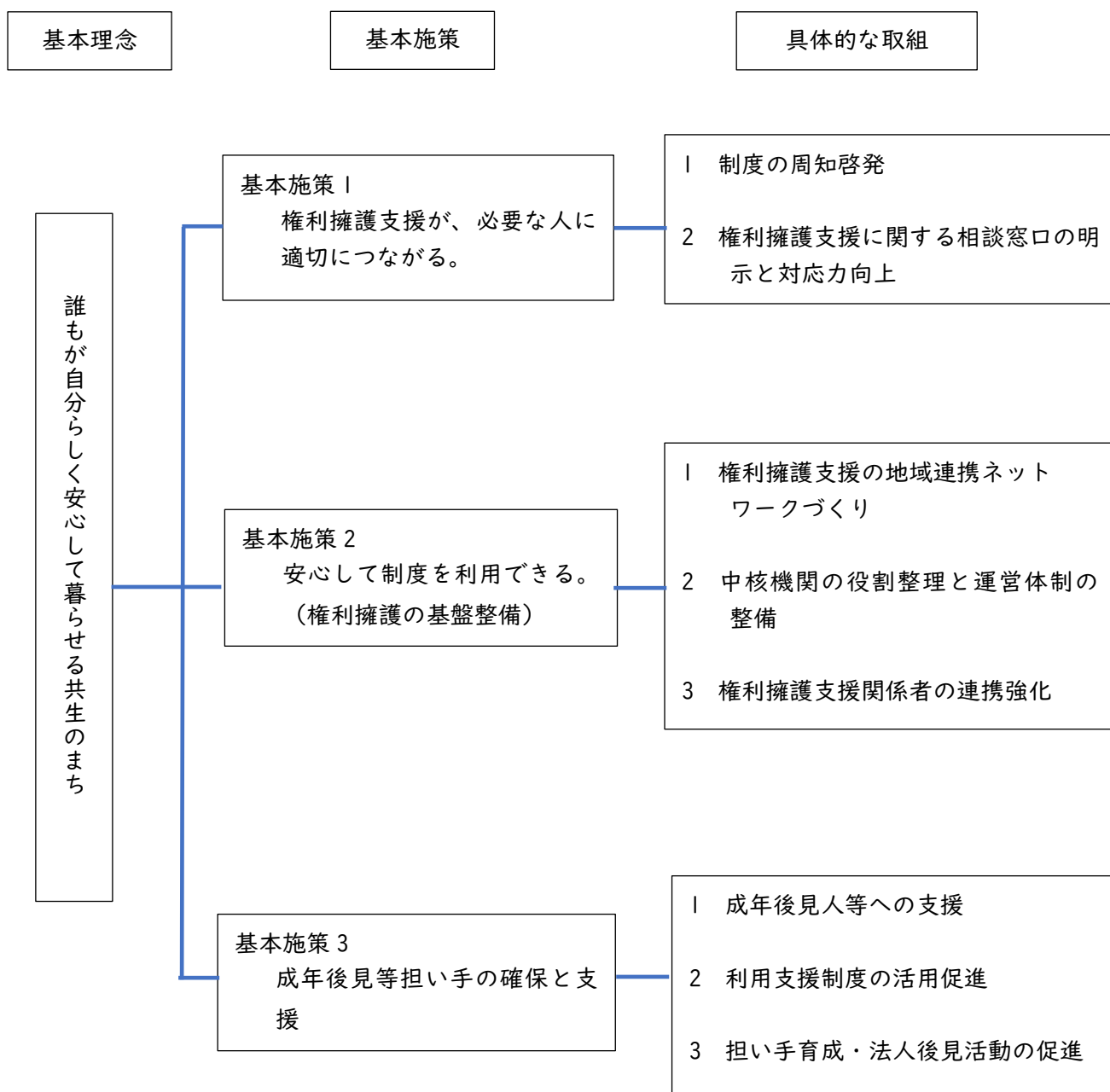
多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者など多様な主体が意思決定支援を確保しながら取り組めるよう方策を検討します。

(3) 成年後見等担い手の確保と支援

県や近隣市町、権利擁護支援専門職（弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等）、関係機関と連携・協力し権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、チームによる本人と支援者の支援体制を整備します。

成年後見人等への支援として、複雑化する課題解決に向けチームによる支援や相談、苦情対応等を含めた後方支援、「成年後見制度利用支援事業」の適切に利用できる仕組みづくりを進めます。

3. 施策体系



第4章 施策の展開

基本施策Ⅰの具体的な取組

「権利擁護支援が、必要な人に適切につながる」

1. 成年後見制度の周知啓発

成年後見制度が導入されて20年が経過していますが、町民の認知度や関心は高いとは言えない状況が続いています。また、成年後見制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさ、権利の制限などのマイナスイメージを抱いている人が多い状況から、成年後見制度を広く周知し、多くの人が正しく理解できるよう取組を進めることが重要です。

そのため、広報紙やパンフレット、ホームページ等の多様な広報ツールを活用して、成年後見制度の周知を行います。

また支援を必要とする人に情報が届くよう、関係機関と町が一体となり啓発活動を行います。

指標	基準（令和4年度）	目標（令和7年度）
成年後見制度の認知度 （高齢者）	27.9%	30%以上
指標	基準（令和5年度）	目標（令和7年度）
成年後見制度の認知度 （障害者）	25.3%	30%以上

2. 権利擁護支援に関する相談窓口の明示

成年後見制度を多くの方々に知っていただくため、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの設置及び配布を通し情報発信を行います。また町民向けの講演会等の開催を通して、相談窓口の明示及び成年後見制度の普及啓発活動に努めます。

指標	基準（令和5年度）	令和6年度	令和7年度
講演会	1回	1回以上	1回以上

3. 権利擁護支援に関する対応力向上

権利擁護が必要な人が適切に支援につながるためには、日頃から認知症の方や知的障害、精神障害がある人の支援に携わる相談支援関係者（介護支援専門員・相談支援機関職員・行政職員・施設職員等）が制度を正しく理解する必要があります。そのため、本人の意思を尊重した意思決定支援の在り方等も含め、正しい制度理解に向けた勉強会等を実施します。

指標	基準（令和5年度）	令和6年度	令和7年度
講演会	1回	1回以上	1回以上

基本施策2の具体的な取組

「安心して制度を利用できる（権利擁護の基盤整備）」

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しい場合があります。地域社会が状況に気づき意思決定支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要です。また、町民同士のつながりや支えあい、社会参加の支援を図ることで虐待や消費者被害防止にもつながります。地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークづくりを進め地域共生社会の実現に努めます。

家庭裁判所・高齢福祉・障害福祉にかかわる専門職、民間の団体・行政等が一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な人を早期に把握し、適切な支援につなげるための地域連携ネットワークの構築を図ります。

指標	基準（令和5年度）	令和6年度	令和7年度
権利擁護ネットワーク会議の設置	未設置	設置	設置

2. 中核機関の役割整理と運営体制の整備

中核機関には、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有し、副次的な効果として「不正防止効果」が期待できます。

本町では、福祉課を中核機関と位置付けて各機能の役割を整理し、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携強化及び困難事例に対する支援、協力を行う組織とします。併せて、事務局機能も担います。

指標	基準（令和5年度）	令和6年度	令和7年度
中核機関の設置	未設置	設置	設置

3. 権利擁護支援関係者の連携強化

権利擁護や意思決定に関しては、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職は専門分野に応じた役割を発揮することが期待されます。地域における協議会等への参画や相談対応、チーム員として加わる支援チームの構築に努めます。

相談支援関係者（各相談支援機関職員・行政職員・施設職員等）、金融機関や医療機関従事者、その他企業等のあらゆる関係者と体制整備協議会等の場を活用し、権利擁護支援関係者の連携強化を図ります。

指標	基準（令和5年度）	令和6年度	令和7年度
体制整備協議会等	未設置	設置	設置

基本施策 3 の具体的な取組

「成年後見人等の担い手への支援」

1. 成年後見人等への支援

選任された成年後見人等が課題の抱え込みや、関係者間との連携が希薄になることも予測されます。その結果、被後見人等の意思や生活状況に配慮した福祉的視点の乏しい後見業務が生じてしまうことも考えられます。この課題を解決するためには、成年後見人等が選任後においても孤立しないよう、継続的に相談・支援体制を整備します。

指標	基準（令和 5 年度）	令和 6 年度	令和 7 年度
成年後見人等相談件数 （高齢・障害含む）	11 件	11 件以上	11 件以上

2. 成年後見制度利用支援事業の活用促進

涌谷町成年後見制度利用支援事業要綱（以下、事業）に基づき、成年後見人等の報酬を負担することが困難な被後見人等に対し費用を助成します。また、事業の内容において必要に応じ見直しを行い、活用を促進します。

指標	基準（令和 5 年度）	令和 6 年度	令和 7 年度
成年後見人等 報酬助成件数 （高齢・障害含む）	3 件	3 件以上	3 件以上

3. 担い手育成・法人後見活動の促進

市民後見人や法人後見の担い手の育成については、県、家庭裁判所、県社会福祉協議会、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等関係機関と連携し、広域的な観点から体制整備に向け検討します。具体的には、関係機関と連携・協議のもと、広域での市民後見人の養成、公共性・継続性が高い社会福祉協議会を含む社会福祉法人等において、法人後見を行う体制の整備に努めます。

指標	基準（令和 5 年度）	令和 6 年度	令和 7 年度
県・近隣市町・社会福祉法人等との協議	0 回	1 回以上	1 回以上

資 料

1. 涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱
2. 計画策定までの経過

涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱

（目的及び対象者）

第1条 この要綱は、涌谷町に居住又は涌谷町が支援する判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（以下「審判の請求」という。）と、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等に関する支援について必要な事項を定めるとともに、成年後見制度利用の支援を行うことにより対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。ただし、対象者については、他市区町村等の入所措置者及び支援の対象となっている者は除くものとする。

（審判の請求）

第2条 町長は、対象者について次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を総合的に勘案して、特に必要があると認めるときは審判の請求を行うものとする。

- （1）対象者の判断能力等の程度
 - （2）対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否
 - （3）親族等がある場合にあっては、親族等による対象者保護の可能性
 - （4）対象者又はその親族等が当該対象者について審判の請求を行う意思の有無
 - （5）行政等が行う各種施策及びサービスの活用による本人に対する支援策の効果
- （親族等への情報提供）

第3条 町長は、第2条第4号の規定により親族等の審判の請求を行う意思の有無を確認しようとする場合で、かつ、その目的が涌谷町個人情報保護条例（平成9年条例第21号）第8条ただし書きに該当する場合には、必要に応じ対象者の状況に係る情報を当該親族等に提供することができる。

（審判の請求に要した費用の負担）

第4条 町長は、第2条の規定により行った審判の請求に要した費用を負担するものとする。

（審判の請求に要した費用の求償）

第5条 町長は、第2条の規定により涌谷町が行った審判の請求に要した費用について、次の各号に該当する場合は審判請求費用請求書（様式第1号）により請求を行うものとする。

- （1）対象者の財産状況により支払可能と町長が認めるとき
 - （2）対象者又はその関係者が負担すべき特別の事情があると認めるとき
- （報酬助成対象者）

第6条 町長は、次の各号に掲げる者が負担する成年後見人等への報酬を助成することができる。ただし、民法に規定する親族が成年後見人等の場合は助成の対象としないものとする。

- （1）資産、収入等の状況から、成年後見人等の報酬額を負担することが困難であると

町長が認める者

(2) 町長が前号に準じると認める者

(報酬助成額)

第7条 成年後見人等の報酬助成は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で町長が認めた金額とする。ただし、在宅生活者については月額28,000円、施設入所者については月額18,000円を上限額とする。

(報酬助成の申請)

第8条 前条の規定による報酬助成を受けようとする者は、涌谷町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第2号)に次に定める書類を添付して、報酬付与の決定を受けた日から3ヶ月以内に町長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の決定通知書

(2) 財産目録

(3) 収支報告書

(4) 登記事項証明書

(報酬助成の決定又は却下)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書および添付書類等により審査し、涌谷町成年後見制度利用支援事業助成金支給決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(報酬助成金の請求)

第10条 前条の規定により助成決定を受けた者は、涌谷町成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第4号)により請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第11条 報酬助成金の支給を受けている者の成年後見人等は、報酬助成金の支給を受けている本人(以下「成年被後見人等」という)の資産及び生活状況等に変更が生じた場合は、涌谷町成年後見制度利用支援事業変更届(様式第5号)により当該事実を確認できる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

(報酬助成の中止等)

第12条 町長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を中止又は変更することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 後見等の開始審判が取り消されたとき

(3) 前条の規定による届出により、報酬助成に該当しないと認められるとき

(報酬助成金の返還)

第13条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、すでに支給した報酬助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２３年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する 21

附 則

この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

2 計画策定までの経過

開催日	内容	
令和5年9月25日	第1回成年後見制度促進計画検討委員会	基礎データの収集・進捗工程の共有
令和5年10月3日	第2回成年後見制度促進計画検討委員会	権利擁護業務の検証と実施状況等の把握
令和5年11月8日	第3回成年後見制度促進計画検討委員会	課題・施策方針の明確化
令和5年12月1日	第4回成年後見制度促進計画検討委員会	計画（骨子案）の作成
令和5年12月19日	第5回成年後見制度促進計画検討委員会	計画（素案）の作成
令和5年12月22日	第6回成年後見制度促進計画検討委員会	計画（素案）の修正
令和6年1月17日	第7回成年後見制度促進計画検討委員会	計画（案）の作成
令和6年2月28日	涌谷町地域包括支援センター運営協議会	諮問

涌谷町

第Ⅰ期成年後見制度利用促進計画

発行日 令和 6 年 3 月

発 行 涌谷町

編 集 涌谷町福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278

電 話 0229-25-7903

E-mail hokatsu@town.wakuya.miyagi.jp